

# 農業支援サービス事業緊急拡大支援対策 (スマート農業機械等導入支援)

---

令和5年12月  
農林水産省  
農産局農産政策部技術普及課

# スマート農業機械等導入支援の概要

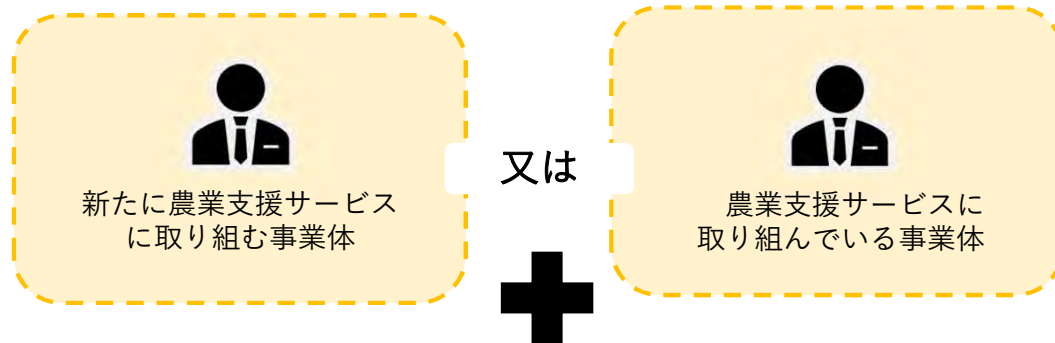
	広域型サービス支援タイプ	地域型サービス支援タイプ
<b>支援対象者 (事業実施主体)</b>	農業支援サービス事業者（受委託契約のもとで農業者の行う農作業代行の取組や、農業者が使用する農業用機械をレンタル等（販売は除く）によって提供する取組等を行う者のこと。） ※以下、「サービス実施主体」という	
<b>支援内容</b>	①農業支援サービス事業者によるスマート農業機械等の取得、リース導入にかかる経費 ②農業支援サービスの広域展開に必要な取組、機械導入に伴い必要となる技術向上等の取組にかかる経費（①を実施する場合に限る）	農業支援サービス事業者によるスマート農業機械等の取得、リース導入にかかる経費
<b>主な要件</b>	複数の都道府県にわたるサービスを提供する農業支援サービス事業者。（北海道内で取り組む場合は道内の複数総合振興局・振興局でサービスを提供する事業者。）以下、広域型サービス実施主体という。	概ね県域（北海道内で取り組む場合は概ね総合振興局・振興局域）で農業支援サービスを提供する農業支援サービス事業者。以下、地域型サービス実施主体という。
<b>申請先</b>	地方農政局長、北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長	都道府県知事
<b>補助率、補助上限</b>	①1/2以内（1広域型サービス実施主体あたり上限5,000万円、（原則）下限500万円） ②定額（①に対する補助額を上限とし、①及び②に対する補助額の合計額は5,000万円以内）	1/2以内（1地域型サービス実施主体あたり上限1,500万円、下限50万円） ※別途、都道府県に対し推進事務費を措置（定額（ただし、国庫補助金の合計額の10%以内）
<b>補助対象機械</b>	サービス実施主体がサービスを提供するために必要な農業用機械	
<b>加算ポイント 対象機械</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動操舵農機（後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く）</li> <li>・電動草刈機（自立走行式又はリモコン式のもの）</li> <li>・食味・収量センサ付コンバイン</li> <li>・収穫ロボット（カメラ・AIによる画像分析等により収穫の可否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット）</li> <li>・可変施肥機（ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を自動的に行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等）</li> <li>・センシングドローン</li> <li>・みどり投資促進税制対象機械</li> </ul>	

# 事業イメージ

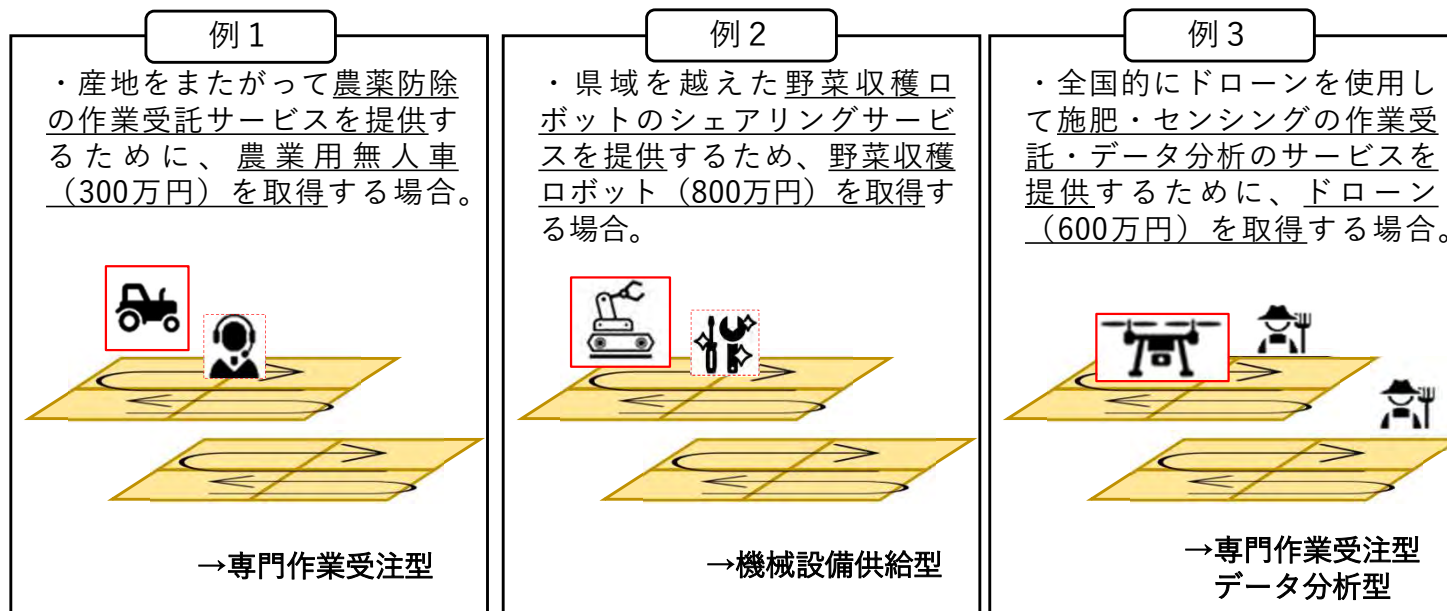
農業支援サービスに新たに取り組む事業者や、既に農業支援サービスに取り組んでおり、農業支援サービス提供先の農家数を現状より増加させる目標を立てた事業者に対し、その目標の達成に必要な農業用機械の導入を支援します。

なお、支援対象となる農業用機械は、スマート農業機械に限定されません。

## サービス実施主体



## 取組の例



## 支援内容

・農業用無人車の取得にかかる経費の1/2（150万円）を支援

・野菜収穫ロボットの取得に係る経費の1/2（400万円）を支援

・ドローンの取得に係る経費の1/2（300万円）を支援

# 農業支援サービス事業体別の申請先の考え方のイメージ

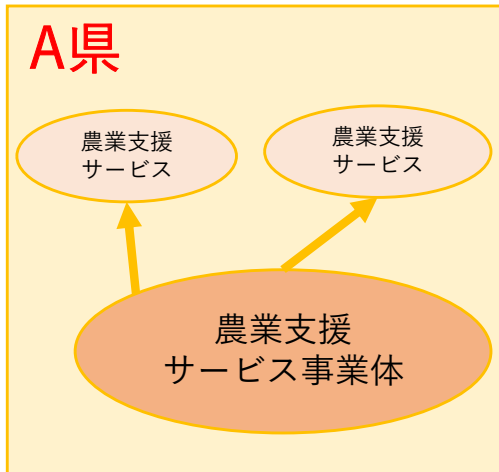
1. 本事業を活用して農業支援サービス事業体が提供する農業支援サービスの利用者又は提供地域が全て特定の県内に留まる場合

→「地域型サービス支援タイプ」に該当

## 1 - 事例 1

事務所の所在地と農業支援サービス提供地域が同一（A県の場合）

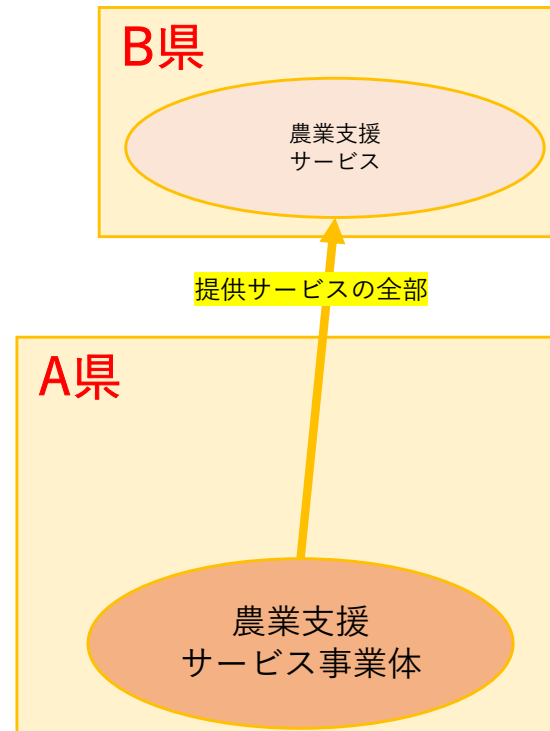
→ A県へ申請



## 1 - 事例 2

事務所の所在地はA県、農業支援サービス利用者又は提供面積の全てがB県の場合

→ B県へ申請



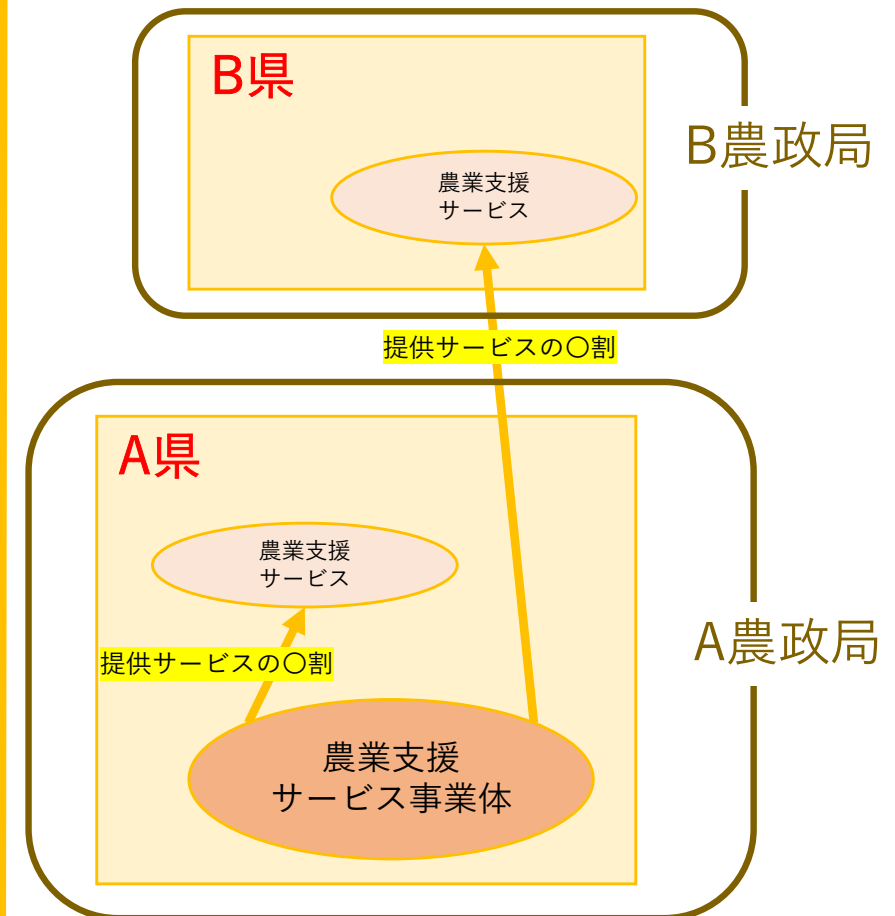
2. 本事業を活用して農業支援サービス事業体が提供する農業支援サービスの利用者又は提供地域が複数県にわたる場合

→「広域型サービス支援タイプ」に該当

## 2 - 事例 1

複数県に農業支援サービスを提供する場合

→ AもしくはB農政局等（事業実施主体の所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄）へ申請



# 成果目標及び採択基準（II-2 スマート農業機械等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ）

○ サービス実施主体は、「サービス実施主体が提供する農業支援サービス事業を活用する経営体数の増加」を成果目標として設定することとし、成果目標の達成年度は事業実施年度の翌々年度とします。なお、採択に当たってはこれに加え、以下の採択基準を設け、審査・評価を実施します。

## 【地域型採択基準】

ポイントの分類	成果目標、取組目標及び加算項目の内容	ポイント
成果目標に係るポイント	サービスを活用する経営体数の増加に係る目標	10以上・・・10ポイント、9以上・・・9ポイント、8以上・・・8ポイント、7以上・・・7ポイント、6以上・・・6ポイント、5以上・・・5ポイント、4以上・・・4ポイント、3以上・・・3ポイント、2以上・・・2ポイント、1以上・・・1ポイント
事業の実現可能性に係るポイント	サービス実施主体が導入する機械の能力とサービス提供先の規模、サービス提供先の獲得可能性、サービス実施主体の財務状況等を踏まえ、事業の実現可能性について総合的に判断	実現可能性 ある・・・・・・・・・・10ポイント 概ねある・・・・・・・・5ポイント ない・・・・・・・・・・0ポイント
加算ポイント	サービス実施主体が導入する農業用機械が以下のものに当てはまる場合 <b>自動操舵農機</b> （後付け装置及び自動走行農機を含み、ドローンを除く）、 <b>電動草刈機</b> （自立走行式又はリモコン式のもの）、 <b>食味・収量センサ付コンバイン</b> 、 <b>収穫ロボット</b> （カメラ・AIによる画像分析等により収穫の要否を判断し農産物を収穫・運搬するロボット）、 <b>可変施肥機</b> （ほ場マップ等のデータを参照して可変施肥を自動的に行う機能を有するブロードキャストや田植機、施肥用ドローン等）、 <b>センシングドローン</b>	15ポイント
	サービス実施主体が導入する農業用機械を用いて農業者にサービスを提供する取組（ドローンを水稲の農薬散布サービスにのみ利用する場合を除く。）に該当する場合	5ポイント
	サービス実施主体が導入する農業用機械等をレンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組（機械設備供給型）に該当する場合	10ポイント
	サービス実施主体が導入する農業機械が申請時点でみどり投資促進税制の対象機械に該当する場合	5ポイント
	サービス実施主体が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合	5ポイント
	サービス実施主体が農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に基づく事業参入計画の認定を受けている場合	5ポイント

# 申請様式記載例（地域型） 様式8-1

様式第8-1号（第9関係）

## 事業実施計画（スマート農業機械等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ）

### 1 地域型サービス実施主体名

(株)〇〇サービス事業体
--------------

申請事業者の概要を記載ください。

### 2 地域型サービス実施主体の概要

法人番号（法人の場合）		00000000000000
地域型サービス実施主体の所在地		東京都千代田区霞が関1-2-1
代表者	所属・役職	代表取締役
	氏名	農林 太郎
担当者	所属・役職	〇〇部〇〇係
	氏名	農業 次郎
	電話番号	000-0000-0000
	E-mail	〇〇〇@〇〇.jp

申請の内容について問い合わせの際に対応可能な者の情報を記載ください。

- ・専門作業受注型
  - ・機械設備供給型
  - ・人材供給型
  - ・データ分析型
  - ・その他
- の中から該当する1つをタブから選択。複数に該当する場合はその他を選択してください。

### 3 事業計画

提供サービスの類型	専門作業受注型
事業の内容	〇〇県〇〇地域の畑作物における各種作業の代行サービスに使用するロボットトラクタを導入する。〇〇地域の現状は～～である。それを踏まえサービスの展開戦略として、〇月から〇〇の作業を開始し、～～によりサービスの普及を図ることで〇年までに〇名にサービスを提供する。また～～。
事業完了予定日	令和6年3月31日

農業支援サービスの内容を分かりやすく簡潔に記載ください。また、サービスを提供する都道府県を記載し、提供範囲のわかる資料を添付してください。

事業完了予定日は機械の導入や清算が完了する日で令和6年3月31日までの日を記載ください。

（注1）事業の内容には、「サービスの内容」「サービスを提供する都道府県」を記載すること。併せてサービスの提供範囲がわかる資料（地図等）を提出すること。

（注2）「サービス実施主体の所在地」と「サービスを提供する都道府県」が異なる場合は、原則として、「サービスを提供する都道府県」の都道府県知事に提出するものとする。

# 申請様式記載例（地域型） 様式8-1 続き

## 4 成果目標

成果目標の項目	現状値（令和○年度）	目標値（令和○年度： 事業実施年度の翌々年度）	目標値の算定方法
地域型サービス実施主体が提供する農業支援サービス事業を活用する経営体数の増加に係る目標	○	○○	成果根拠については、様式8-2号の利用者一覧のとおり、利用者を確認できる見込み

（注）現状値に関する根拠となる資料を添付すること。  
「目標値の算定方法」は目標値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること。

成果目標の現状値、目標値とその算定方法について根拠を明確に記載ください。バックデータがあれば補足資料を添付してください。

## 5 売上げの見込み

農業支援サービス以外の事業も行っている場、その売上げは除いてください。また、すでに所有している機械で提供するサービスに係る売上げも除いてください。

	導入する機械に係る 売上見込み （令和○年度： 事業実施年度の翌々年度）	見込みの算定方法
地域型サービス実施主体が提供するサービスに係る売上げ	○○○万円	サービスを活用する経営体数○×○a×○○円

（注）見込みの算定方法については事業規模（経営体数、面積、料金体系）がわかるように記載すること。  
（例：サービスを提供する面積（10a）×提供価格（円/10a））

売上げの見込とその算定方法をわかりやすく記載ください。バックデータがあれば補足資料を添付してください。

## 6 総括表

事業費の種類	総事業費 （円、税込）	負担区分			備考欄
		国庫補助金 （円）	補助率	自己資金 （円）	
機械費	33,000,000	15,000,000	1/2	18,000,000	減額した金額 3,000,000円
合計					

（注）備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

（注）のとおり消費税相当額を記載

税込額を記載

税抜額を記載

総事業費から国庫補助金を引いた額を記載

# 申請様式記載例（地域型） 様式8-1 続き

見積書から確認できる機械の名称を記載

税抜額を記載

1台あたり導入価格×台数  
(自動計算)

公募要領別表4に定める導入機械に係る加算ポイントに該当する場合に○を記載ください。

## 7 導入する農業用機械

農業機械の名称	メーカー名	型式	取得予定年月	1台あたり導入価格 (円、税抜)	台数	合計価格(円、税抜)		加算ポイントの該当		
							うち国費 (円)	15点加算	ドローンを用いた 主食用米への農薬 散布作業を除く	みどり税制
無人ロボットトラクタ	〇〇	〇〇	R6.3.10	30,000,000	1	30,000,000	15,000,000	○	○	○
				0		0		-	-	-
				0		0		-	-	-

複数の機械を申請する場合は適宜行を追加して記載ください。

(注1) 見積書及び機械の機能が分かるもの(パンフレット等)を別途添付すること。

(注2) 「加算ポイントの該当」欄には、実施要領別表4に定める導入機械に係るポイントに該当する場合に○を記載すること。

(注3) 適宜、行を追加して記載すること。

8 地域型サービス実施主体がみどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けている場合



9 地域型サービス実施主体が農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)に基づく事業参入計画の認定を受けている場合



・みどり投資促進税制の対象機械  
・みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定  
については、以下よりご確認ください。

[基盤確立事業の認定状況及びみどり投資促進税制の対象機械について：農林水産省\(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

農業競争力強化支援法については以下よりご確認ください。

[農業競争力強化支援法：農林水産省\(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)



# 申請様式記載例（地域型） 様式8-2

様式第8-2号（第9関係）

農業支援サービス事業利用者一覧（スマート農業機械等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ）

※「サービスを利用する農業者等名」、「サービスを展開する農協等名」に利用者（予定者含む）を記載する場合、当該利用者との契約内容（状況）がわかるもの（契約書等）を添付すること。

なお、契約状況がわかる資料については、外部審査において妥当性の判断に用いられるため、「口頭で了解を得ている」「これから口頭で拡大する予定」ではなく、可能な限り、契約書や同意書等の具体的に契約することがわかる内容の資料とすること。

## 1 地域型サービス実施主体名

(株)〇〇サービス事業体

## 2 農業支援サービス利用者一覧（提供を予定している全員の情報を記載する）

No	サービスを利用する農業者等名	提供サービス(必ず記載すること)				見込み
		内容(防除、施肥、収穫等)	対象作物	面積(a)	時間(h)	
1	〇〇 〇〇	施肥作業受託	稲	2000	10	-
2	〇〇 〇〇	施肥作業受託	稲	2000	10	-
3	〇〇 〇〇	施肥作業受託	大豆、馬鈴薯	2000	10	-
4	〇〇 〇〇	施肥作業受託	大豆、馬鈴薯	2000	10	-
5						
6						
12	〇〇 〇〇	施肥作業受託	ビート、馬鈴薯	2000	10	○
13	〇〇 〇〇	施肥作業受託	ビート、馬鈴薯	2000	10	○
計					13	者(A)

(注1) 本事業による機械導入によって実施される農業支援サービス事業の利用希望のある者を記載すること。

(注2) 提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。

(注3) 記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。

(注4) 見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。

## 3 農協等を経由してサービスを提供する場合

No	サービスを展開する農協等名	提供サービス内容				サービス利用者数	見込み
		内容	対象作物	面積(a)	時間(h)		
1	JAO〇	施肥作業	水稲、麦等	15000	75	20	-
2							-
計					20	者(B)	

(注1) 本事業を農協等を経由して展開する場合は、農協等名を記載し、展開先の利用者数を記載すること。

(注2) 提供サービスの内容は、サービスを提供している対象作物や面積、時間等も含め、可能な範囲で定量的に記載すること。

(注3) 記載欄が足りない場合は適宜行を追加して記載すること。

(注4) 見込みの場合は「見込み」で○を選択すること。

## 4 サービス利用者合計(A+B)

33 者

本事業による機械導入によって実施される農業支援サービスの利用者を記載。

なお、見込み欄には

- ・契約済みの場合は「-」
- ・利用見込である場合は「○」を記載してください。

農協等を経由して農業支援サービスを提供するため利用者の個人名がわからない等の場合はこちらに記載してください。

※様式8-1の成果目標の目標値より少ない場合は、様式8-1の目標値の算定方法欄にその理由を記載してください。

# 申請様式記載例（地域型） 様式8-3

様式第8-3号（第9関係）

## 事業実施体制に関する書類（様式例）

〇年〇月〇日時点

1. 地域型サービス実施主体の概要（※）	
名称	（株）〇〇サービス事業体
所在地	事務所：〇県〇市〇町〇ー〇 農業機械管理場所：〇県〇市〇町〇ー〇
代表者	〇〇 〇〇
副代表者、役員等	副代表：〇〇 〇〇、役員：〇〇 〇〇ほか〇名
事業年度	〇年度から事業開始
従業員数	社員〇名、臨時〇名
事業内容	〇〇に関する事業、〇〇の作業受託、〇〇の加工・販売…
2. サービスの概要（※）	
サービス分類	水稲及び畑作物の各種作業受託サービス
サービス内容	水稲及び畑作物における耕耘、播種、収穫等の作業を請け負う。
サービス対象品目	水稲、麦、大豆、ドート、馬鈴薯
サービス対象地域	〇〇県
サービス提供期間	施肥：〇月～〇月 収穫：〇月～〇月
サービスの最低利用期間	〇週間
3. 料金・オプション（※）	
基本料金単価	〇〇円/10a
追加料金要件	面積、遠方出張（営業所から〇km以上）
その他サービス利用者が負担する主な料金	肥料代
解約・違約費用等	別添利用規約記載のとおり
4. サービスの提供開始までの手続・期間、実施体制、サービス利用申込期限（サービス利用開始〇日前まで等）	
別添「〇〇フロー図」のとおり	
5. サービス利用にあたって農業者等が実施すべき事項	
車幅〇メートルの車輪が通れるほ場進入路の確保、作業時の立会いなど	
6. 責任範囲・保証内容	
利用規約記載のとおり	
7. 保有資格等	
〇〇ドローン技能認定、大型特殊免許	
8. 問合せ先（※）	
電話番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
受付時間	〇〇:〇〇～〇〇:〇〇
担当部署	〇〇〇〇
メール、問合せフォーム等	〇〇@〇〇〇〇.jp

申請事業者の概要を記載ください。

申請事業者が提供する農業支援サービスについてわかりやすく記載してください。

農業支援サービス利用の手続きや実施体制等は必要に応じてパンフレットやフロー図を別添してください。

農業支援サービスの内容について問い合わせの際に対応可能な者の情報を記載ください。

（注） ※を付したものは必須事項です。

# 申請様式記載例（地域型） 様式8-4

様式第8-4号（第9関係）

提出資料チェックシート（スマート農業機械等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ）

地域型サービス実施主体名

(株) OOサービス事業体

番号	資料名	チェック内容	チェック
1	事業実施計画【様式第8-1号】	記載漏れはないか。	○
2	成果目標の現状値に関する根拠資料	添付漏れはないか。	○
3	サービスの提供地域がわかる資料（地図等）	添付漏れはないか。	○
4	見積書	導入台数分・原則3者以上からの見積書を添付しているか。 リース導入の場合は、様式第6関係の別添1に準ずるリース計画書を添付すること。	○
5	機械の機能が分かるもの（パンフレット等）	添付漏れはないか。	○
6	利用者一覧【様式第8-2号】	記載漏れはないか。	○
7	契約内容が分かるもの（契約書等）	添付漏れはないか。	○
8	事業実施体制の分かる資料【様式第8-3号】	添付漏れはないか。	○
9	財務状況が分かる資料（財務諸表）	添付漏れはないか。	○
10	上記のほか、事業計画の内容を補足する資料（※）	添付漏れはないか。	○

（注） ※を付したものは必要がある場合に提出すること。

財務状況が分かる資料については、いわゆる財務三表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）や青色申告の決算書、白色申告の収支内訳書を提出してください。

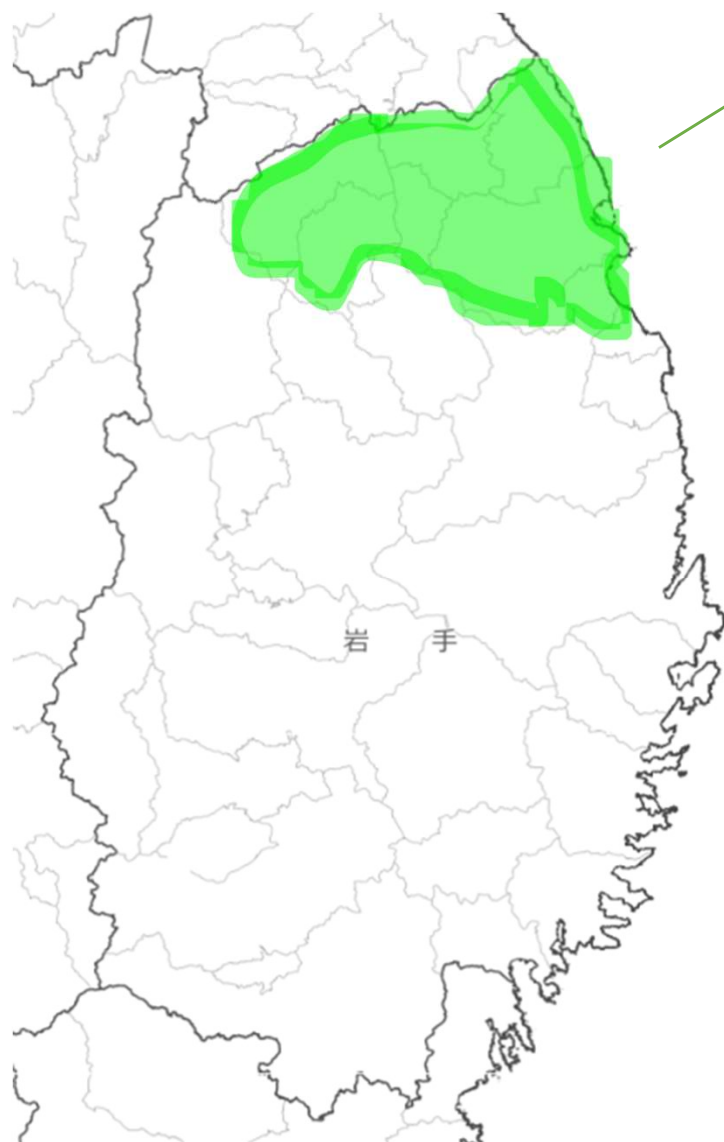
事業実施計画中の「成果目標値の算定方法」にて記載した情報のバックデータ等があれば添付してください。  
 （例）地域農業者に対するパーセンテージから算出した場合は、パーセンテージの根拠資料。農業支援サービス提供先へのアンケート調査による場合は根拠となるアンケート結果。すでに農業支援サービス利用希望者がいる場合は、利用希望書や同意書。 等

本チェックシートを用いて応募書類に不備がないか確認し、申請書と一緒に提出してください。

成果目標の現状値の根拠が分かるもの（利用者名及び作業内容が明記された作業日誌や契約書、領収書など）を添付してください。現状値が0の場合はその旨を説明した書類を添付ください。

導入機械ごとに見積書を原則3者以上から取得し添付してください。3者分取得できない場合はその理由書を添付してください。

利用者一覧に記載した者について  
 ・契約に向けてどのような調整を行っているのか具体的に説明できる資料（可能であれば利用希望書や同意書）  
 ・利用意向が確認できる資料（アンケート結果等）  
 等を添付してください。その際、記入日、利用予定者の氏名、提供予定の農業支援サービス内容、商談の状況等を明記してください。  
 2と重複する場合はその旨が分かるようにし、どちらか一方に添付してください。



岩手県北地域全域

※農業支援サービスの提供地域がわかるようにしてください。

- ・様式に指定はありません。
- ・右図のように白地図を用い、農業支援サービス提供地域に色を塗ったものでも構いません。
- ・手書きしたものでも構いません。

# よくあるお問合せ

Q1 「農業支援サービス事業体」とはどのような者か。

- A1 農業支援サービス事業体とは、下記に掲げる農業支援サービス事業のいずれかを実施する事業者をいいます。
- ・ 専門作業受注型（農業者の行う農作業を代行する取組を行う。ただし、受委託契約の下で農作業を代行するもの。）
  - ・ 機械設備供給型（農業者が使用する農業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組を行う）
  - ・ 人材供給型（作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組を行う）
  - ・ データ分析型（農産物（生育途中のものを含む。）、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組を行う）
  - ・ その他（上記サービス内容の複合型の取組）

Q2 自分の土地や他人から借りている土地での営農は農業支援サービス事業に当たるのか。

- A2 作業受委託契約のもと農作業を代行するものを専門作業受注型とみなしており、作業受委託ではない自分の土地や他人に借りている土地での営農は、農業支援サービスには当たりません。

Q3 これから新たに農業支援サービス事業を始める場合の対応はどうか。

- A3 現状値が0であっても、事業計画に基づいた成果目標を設定することができれば申請することが可能です。

Q4 すでに農業支援サービスを行っている者も支援対象なのか。

- A4 これまで農業支援サービス事業を行っておらず現状値が0であっても、本事業により始める農業支援サービスを活用する経営体数を増加させる成果目標を設定することができれば、申請可能です。

## よくあるお問合せ

Q5 対象となる機械は新規に導入する場合のみか。規模拡大による追加や買替時も可能か。

A5 本事業により実施する農業支援サービスを活用する経営体数を増加させる成果目標を設定することができれば、いずれも申請可能です。

Q6 農業機械のアタッチメントやオプション、カスタマイズも補助対象に含まれるのか。

A6 本事業では本体価格50万円以上の農業機械を導入する場合は支援対象となります。なお、個々の本体価格が50万円未満のアタッチメント・オプションについては、必要性を説明できる場合に「導入機械一式」として、補助対象となり得ます。この場合は理由書等で必要性の根拠を提出してください。また、既に所有している農業機械のアタッチメント・オプションは補助対象となりませんが、本体価格50万円以上の農業機械を導入する際に併せてカスタマイズを行う場合は補助対象となり得ます。

Q7 1者が複数台機械を導入することは可能か。

A7 1サービス実施主体当たりの上限の範囲内（地域型：上限1,500万円、下限50万円 広域型：最大5,000万円、下限（原則）500万円）で可能です。

Q8 広域型について、複数の地方農政局等の管轄する都道府県に渡る場合、事業実施主体はどこに申請を行えばよいか。

A8 事業実施主体の所在する又は主たる活動を行う都道府県を管轄する地方農政局に提出してください。判断が難しい場合は、代表者が所在する都道府県を管轄する地方農政局に提出ください。

Q9 財務状況がわかる資料（財務諸表）とはどのようなものか。

A9 財務状況が分かる資料については、いわゆる財務三表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）や、青色申告の決算書、白色申告の収支内訳書を提出してください。ただし、採択に係る審査において、事業計画の実現可能性が評価されることから、紙媒介のものをデータ化する際は、なるべく写真ではなくスキャナーを使っていただき、見やすいように一つのファイルにまとめた添付をお願いします。

Q10 機械導入の際、リース導入やクレジットカード等による分割払い、融資による資金繰りは可能か。

A10 農業用機械等をリース導入する場合、公募要領第5に記載の注意事項を満たし、別添1（様式第6関係）リース計画書を提出する必要があります。また、クレジットカード等の分割払いを使用する場合は事業完了日までに支払いが完了している必要があります。

融資による資金繰りは可能ですが、一部には活用できない制度資金もございますので、融資機関の担当者に確認いただきますようお願いいたします。

# 申請・問合せ先

○ 本事業に関する資料や様式、詳細については、農林水産省のホームページをご参照ください。  
 (「農業支援サービス事業緊急拡大支援対策」で検索。)

内容	問合せ先	管轄する都道府県	電話番号 (平日10:00~12:00、13:00~17:00)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域型の申請</li> <li>・事業内容の問合せ</li> </ul>	北海道農政事務所 生産支援課	北海道	011-330-8807
	東北農政局 生産技術環境課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	022-221-6214
	関東農政局 生産技術環境課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	048-740-0447
	北陸農政局 生産技術環境課	新潟県、富山県、石川県、福井県	076-232-4893
	東海農政局 生産技術環境課	岐阜県、愛知県、三重県	052-746-1313
	近畿農政局 生産技術環境課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	075-414-9722
	中国四国農政局 生産技術環境課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	086-224-4511
	九州農政局 生産技術環境課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	096-300-6273
	内閣府沖縄総合事務局 生産振興課	沖縄県	098-866-1653